

鹿追町通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～
令和2年8月

鹿追町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本方針を策定するとともに、策定した基本方針に基づく取り組みを継続して推進するため、このたび、関係機関との連携体制を構築し、「鹿追町通学路交通安全プログラム」を策定する。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が協議して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図る。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「鹿追町通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。本プログラムは、この会議で議論し、策定する。

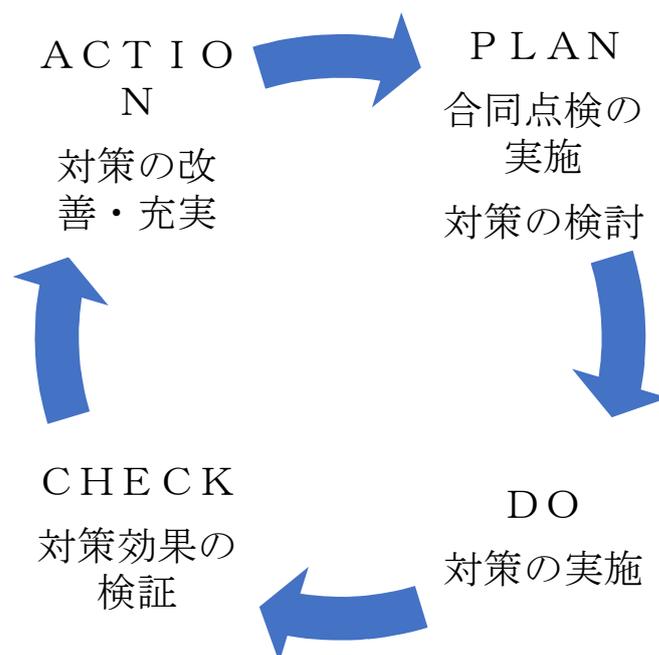
- (1) 北海道警察新得警察署鹿追駐在所（警察関係者）
- (2) 北海道開発局帯広開発建設部帯広道路事務所（国道管理者）
- (3) 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所（道道管理者）
- (4) 鹿追町立各小中学校（学校関係者）
- (5) 鹿追町役場建設水道課（町道管理者）
- (6) 鹿追町役場町民課（町交通安全担当）
- (7) 鹿追町PTA連合会（保護者代表）
- (8) 鹿追町教育委員会（教育関係者）

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検するとともに、対策実施後の効果把握も行き、対策の改善・充実を行う。これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図る。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 合同点検の実施・体制

推進会議において、小中学校通学路の安全確保のため、必要に応じて合同点検を実施する。合同点検は、警察、道路管理者、学校、地域等が参加し行う。

(3) 対策の検討

関係機関において、合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、ハード対策やソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討する。

(4) 対策の実施

関係機関において、対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図る。

(5) 対策効果の把握

推進会議において、合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているか、各小中学校等への聞き取りを実施し対策効果の把握に努める。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果の検証を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表する。